第4回 板橋区福祉有償運送運営協議会 議事録(要旨)

平成 18年3月13日(月) 午後2時00分~午後3時30分 グリーンホール 1階ホール

事務局

ただ今より、第4回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日の運営協議会は、昨年12月に道路運送法第80条第1項の許可をいただきました「板橋社会福祉協議会 ぬくもりサービス」の料金改定、先に新宿区および練馬区の運営協議会にて承認されました「NPO法人 ともに生きる」の福祉車両とセダン型車両の協議をお願いいたします。

また、委員に人事異動があり、変更となりましたので、報告いたします。 国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 輸送課長の「有馬委員」から「門井委員」

株式会社コムスンの「木下委員」から「寺田委員」へそれぞれ変更となりました。 お手元の資料 1 をご参照ください。

尚、新委員の方へは、本日付け委嘱状を交付いたしました。よろしくお願いいたします。

本日、門井委員と林委員は欠席です。

・資料の確認

「資料1」

「資料2」

「資料3」

また、本日、山下委員よりセダン型車両の運転協力員の運行管理について資料の提供がございましたので、「資料4」としまして、机上に配付いたしました。

それでは、協議をお願いいたします。

・協議

会長

副会長

協議の前に各団体の概要説明をお願いいたします。

「板橋社会福祉協議会 ぬくもりサービス」につきましては、平成4年より事業を 開始しております。

この間、区の経営刷新計画等、団体への補助金の適正化等の動きがあり、「ぬくもりサービス」全体の効果的な運用を図ることを目的とし、今年度、在宅福祉サービス事業検討委員会を立ち上げ事業のあらゆる面を検討していただいた結果、移送サービスについて料金改定の必要性がでてきました。

改定幅につきましては、タクシー料金の概ね2分の1以下になっております。また、 時期につきましては、4月からの改定を予定しておりますので、ご了解をいただきた いと思います。

社会福祉協議会

平成 4年 10 月より、住民参加型の移送サービスの他、家事援助サービス等行ってきました。事業開始より現在まで料金改定は全く行わず事業継続いてまいりましたが、介護保険や障害者自立支援法の施行、区からの補助金の見直し等により、18 年度以降のあり方について内部で検討委員会を設けました。これには、民生委員、在宅介護支援センター、区職員などが参加しており、サービス内容や料金について検討を重ねた結果、事業を継続する為には、すべてのサービスについて約 30 パーセント料金の改定が必要であるという結論となりました。

「資料2」読み上げ。

副会長

「NPO法人 ともに生きる」概要

主たる事業所が新宿区、営業所が練馬区にある団体で、先にそちらでの協議をしていただきましたが、新宿区、練馬区共に協議が整いましたので、板橋区にも移送を必要とする会員がいるとのことで、今回協議をお願いいたします。

車両については、福祉車両1台、セダン型車両4台を申請しております。 それでは、団体より説明お願いいたします。

ともに生きる

当団体は従前よりボランティア団体として活動したいたこともあり、会員が多くの 区にまたがっております。

「資料3」読み上げ。

セダン型車両につきましては、年間に数回、団体の行事があるのですが、その際セダン型車両に乗車が可能な会員の方を移送するために申請をしております。

会長

それでは、「板橋社会福祉協議会ぬくもりサービス」について意見はありますか。

年間または月にどのぐらいの移送をしていますか。

社会福祉協議会

当団体は2台の福祉車両を所有しており、月に約30件の実績です。

約半分が20キロ以内の距離です。

その中で多いのが5キロから10キロです。

会長

料金表に記載された例のバックデータがあると良かったですね。

A 委員

料金改定理由につきましては、説明がありましたが、事前に区に説明を求めたところ運転協力員の謝礼も改定の一因である旨説明を受けましたが、その点はどうでしょうか。

社会福祉協議会

従前からの謝礼 850 円は変更ありません。利用料金として値上げした部分は事業運営費として、充当いたします。

会長

タクシー料金の2分の1については問題ないですね。地域サービスの面からもなく てはならない事業ですね。

特に問題ないようでしたら承認したいと思います。

全委員

了承。

会長

次に「NPO法人ともに生きる」について、意見はありますか。

板橋区内で、年間または月にどのぐらいの移送をしていますか。

ともに生きる

全体で約 30 件ぐらいです。そのうち板橋区での移送は全体の 25 パーセントから 30 パーセントです。

距離は、10キロから20キロです。短距離は10パーセント程度です。

A 委員

資料内に当日会員の記載がありますが。

ともに生きる

当日会員の制度は、現在行っておりません。申請の際には差し替えます。

A 委員 保険証書の中で家庭用の自動車保険の方がいますが、有償運送中の事故についてキ チンと保障されるかどうか保険会社に確認してください。 ともに生きる 以前、保険会社に確認した際、保障される旨回答されましたが、再度確認いたしま す。 A 委員 文書で回答をもらった方が良いと思います。 B 委員 活動範囲が広いですね。 埼玉県和光市、朝霞市、さいたま市、東京都板橋区、練馬区、新宿区、港区、中野 ともに生きる 区、北区です。 会員が居住する自治体の運営協議会へは、すべて申請を出しています。 会長 広範囲で活動している理由は何でしょうか。 当初のボランティア活動を行っていく中で、口コミで会員が増えていったと思われ ともに生きる ます。 B 委員 会員が居住する自治体の運営協議会へは、すべて申請を出すのですね。 ともに生きる はい。

会長 有償運送で、広範囲の活動を行うのは疑問を持っています。理由は、利用者の近く の団体を利用した方が利用者の負担を考慮した際、良いのではないでしょうか。 今後、検討してみてはいかがでしょうか。

ともに生きる 実際そのような活動をしております。他の団体を紹介したりしております。

A 委員

会長

会長

ともに生きる

社会福祉協議会

板橋区でセダン型車両の協議を行うのは、今回は初めてですので是非、運営協議会 として、車両管理、運行管理について検討してください。

セダン型車両の場合、福祉車両と異なり、個人所有の車両を使用しているので、個人に任せるのではなく、協議会の中で一定のルールを設けていただきたいと思います。 参考として、資料4を参照してください。

点呼および車両管理について、キチンとやってください。ということですね それぞれの団体はどうでしょうか。

セダン車両の場合、車両管理については、団体独自のものを使用し実行していますが、点呼については、電話での点呼ですので、「資料4」を参考に早速徹底していきたいと思います。

当団体は、セダン型車両はありません。運転協力会員は必ず事務所にて点呼を行う ことになっております。

セダン車両で、車両管理、運行管理の不備で事故を起こしますと他の団体に迷惑をかけることになりますので、車両管理、運行管理はキチンとした形で実行してください。

それと運送対価比較表の例ですが、今後、国土交通省へは詳細なデータの提出が義務化されると思います。

3

オブザーバー 個別の実績ではなく、月ごとの輸送実績になると思います。 データの取り方は、各団体共通化しておくと良いですね。 会長 今、委員に付添いのヘルパーより質問がありましたが、発言してもよろしいですか。 付添いのヘルパー 当団体の料金体系にパターン とパターン があるようですが、利用料金はどのよ うに決定するのですか。 ともに生きる 距離・時間併用の料金体系と時間主体の料金体系を設けておりますが、結果として、 安い方を利用者に負担してもらいます。 会長 一覧表のような料金表ですと分かりやすいですね。 ともに生きる 検討してみます。 二種免許に代わるものとして、研修を受講しなければなりませんので、A 委員には 会長 是非講師として参加していただき、「資料4」のような安全管理について、直接団体の 方にお話していただきたいと思います。 C 委員 研修とは具体的にどのようなものでしょうか。 ともに生きる 練馬区が主宰している研修を受けております。内部研修も行っております。 東京ハンディキャブ連絡会の主宰する研修を受講する予定です。内部でも板橋警察 社会福祉協議会 の方を講師と実施しております。 移送に伴う介助等の状況と移送中以外の保険について教えてください。 D 委員 利用者の状況によってさまざまです。利用者の希望に合わせ対応しております。 ともに生きる 移送中以外の保険については、従前よりボランティア保険で対応していましたが、 移送サービス利用者傷害保険に切り替えを予定しております。 当団体では、運転者はリフトの上げ下げと運転のみです。介助が必要な場合は、へ 社会福祉協議会 ルパーや家族の方に対応を依頼しています。 移送中以外の保険については、在宅福祉サービス総合保険に加入しております。 特に問題ないようでしたら承認したいと思います。 会長 了承。 全委員 今後は、さらに安全運転に気をつけてください。 会長 今年の 10 月から、道路運送法も第 80 条から第 78 条へ変更となり、届出制となり ますが、それに伴って、あらゆる義務が生じてくると思います。 次回の運営協議会は新規団体からの申請があった時になると思います。新規につき

ましては、今まで実績のある団体に比べ厳しい判断が必要になると思います。

これからは、安全運転でサービスを充実していっていただければ良いと思います。

運転研修ですが、2日間程度という規定があると思いますが、これは運行管理につ いても含むような研修が必要となるのでしょか。

B 委員

会長

2 日間程度の研修とは、運転者の研修です。運転者の研修をクリアーした上で、団 体として、1~2 名程度の人が、運行管理の研修を受けることが望ましいと思います。

4

B 委員	研修は、外部のものでなければいけないのでしょうか。
会長	近い将来ボランティアの運転者が増加した際、経験の無い方へは、まずは内部で研修していただき、その後、外部の中級程度の研修を受けていただきたいと思います。これで、第4回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。